石川県防災・減災推進条例 骨子案について

石川県防災・減災推進条例の概要

1　背景

- 本県では、令和６年の「能登半島地震」、「奥能登豪雨」による複合災害で甚大な被害が発生したほか、全国各地でも想定を超える災害が発生するなど、**災害の激甚化・頻発化が加速**
- 能登半島地震・奥能登豪雨から２年以上が経過し、その**風化防止**や**災害から得られた教訓の伝承**が必要

➡ 県民などの防災意識の向上、防災活動の自発的な実践により、**「安全・安心に暮らすことができる石川」**を目指す

2　全国の状況

- 33都道府県が、防災に関する基本理念や防災を担う主体の役割や取組などを定める条例を制定
 → 自然災害全般を対象とした条例は、兵庫県（H17.3）を皮切りに、直近は青森県（R8.3）で制定
- 条例の構成は概ね共通している部分が多いが、条文数は多いものから少ないものまで幅が広い
 → 目的、基本理念、主体の役割・取組、災害教訓の伝承
 → 最多86条（三重県）から最少6条（兵庫県）まで幅があり、防災対策を担う主体の取組をどこまで具体的に規定するかの違い

3　本県の条例

- 災害対策基本法に規定する**「災害**(自然災害はもとより、火災等の人為的な災害も含む)**」を対象とした理念条例**
- 構成は他県に倣いつつ、県民が理解しやすいものとするため、**防災対策の基本理念や大きな方向性を簡潔・明瞭に記載(15条程度)**
- 県民などの主体ごとに**「事前防災・災害応急対策・復旧復興」**の３つの**フェーズに応じた取組**を規定
- 条例の内容を補足する**解説書(リーフレット)を作成**し、県民等への普及啓発に取り組み、**条例の実効性を担保**
- 委員、市町などの様々な意見は、**「条例に規定」**、**「解説書に記載」**、**「施策で対応」**に整理し、制定後は法改正や最新の知見などを踏まえ、内容に応じて**条例の改正**や**解説書の見直し、施策のブラッシュアップ**で対応

※ 他県では、災害対策基本法改正などを踏まえ条例改正

石川県防災・減災推進条例の概要

4　特徴

① 能登半島地震や奥能登豪雨などの**「災害の教訓等を踏まえた取組の推進」**
② 情報通信技術の進展や最新の知見などの**「社会情勢の変化を踏まえた取組の推進」**
③ 防災への理解を深め、災害の風化防止につなげるための**「防災に対する意識の啓発と災害教訓の伝承」**

① 災害の教訓等を踏まえた取組の推進

◇ **県民・自主防災組織等**を、防災を担う主体として位置付け、**「自助・共助」の取組を推進**

（背景：大規模災害時では、「公助」が行きわたるまでに時間が必要）

→「自助」の取組例：物資の備蓄、住宅耐震化、家具固定、火災警報器の設置・点検、感震ブレーカー設置

→「共助」の取組例：地域での防災訓練の実施、市町と協働した避難所運営

◇ **事業者**にも、自助の取組に加え、**地域の防災を担う一員として「共助」の取組を推進**

（背景：毎年のように全国各地で水害。R8年8月千葉豪雨では1万人を超える帰宅困難者が発生）

→「共助」の取組例：避難・帰宅が困難な被災者へ一時滞在場所や物資の提供

◇ 能登半島地震の検証結果、災害対策基本法の改正を踏まえた、**県・市町による「公助」の取組を推進**

→「公助」の取組例：県土の強靭化、被災者支援、なりわいの再建に加え、防災教育の実施
孤立集落対策、災害対応人材の育成・・・（検証結果）　福祉サービスの提供、広域避難の円滑化・・・（法改正）

◇ **あらゆる主体による防災対策への参画**のため、**日頃からの連携を推進**

（背景：過去の地震・豪雨の災害対応において、様々な機関・団体から支援）

→ 防災を担う主体と連携、協力して防災対策を実施する防災関係機関・支援団体も位置付け

〈防災関係機関〉自衛隊、警察、消防、指定（地方）公共機関　〈支援団体〉NPOやボランティア、建設業、医療福祉その他の機関・団体

石川県防災・減災推進条例の概要

4　特徴

② 社会情勢の変化を踏まえた取組を推進・・・基本理念に規定

◇ 被災者支援等のため、**デジタル技術を活用（防災DX）**

→ 地震検証結果：「避難者名簿のデータ化に苦慮」「孤立集落の把握や救助・避難を円滑に行うことができなかった」

→ 取組例：マイナンバーカード等を活用した被災者情報の管理、災害現場でのドローン活用 等

◇ **災害への備えを日常の延長（フェーズフリー）として実践**

→ 委員等の意見：「普段の取組が防災対策に繋がるというフェーズフリーの観点を盛り込むとよい」

→ 取組例：のとピッと、ローリングストック、水循環型シャワー・手洗いスタンドの設置 等

◇ **民間が有する**防災に関する**ノウハウ等を災害対応に活用**

→ 取組例：物資の供給・輸送、避難所の運営、災害廃棄物の処理 等　※災害時応援協定を含む

③ 防災に対する意識の啓発と災害教訓の伝承

◇ 防災・減災の関心と理解を深め、防災対策の充実を図ることを目的として、国の防災の日や防災週間を含む**９月を「いしかわ防災・減災推進月間」**に設定

→ 市町の意見：防災の日等を設定すべき（防災月間の候補は、1月または9月）

◇ 能登半島地震・奥能登豪雨など過去の災害に思いを致し、その記憶を風化させることなく、**全ての関係者が「災害の教訓の伝承」に努める**ことを規定（地震・豪雨の発災日を、「防災の日」に設定しない）

→ 市町の意見：「1/1は元日のため防災の日になじまない」「1月は冬季で施策の展開が難しい」など否定的意見あり

5　施行日

令和９年４月１日：条例の実効性を担保するため、解説書の作成や条例に基づく新規施策の開始と合わせて施行

石川県防災・減災推進条例　骨子案

1　目的

県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、**自助・共助・公助を担う主体の役割・取組**を明らかにし、**多様な主体が参画・連携し、自発的に防災対策を実施**することを推進し、安全・安心に暮らすことができる社会を実現

2　基本理念

防災に関する**７つの基本理念**を規定

① 県民の生命及び身体の保護を最も優先し、被害を最小化する**減災**の考え方を基本

② 県・市町が行う**公助**、県民一人ひとりが自らの安全を自らで守る**自助**、県民等が相互に協力して地域の安全を確保する**共助**について、それぞれを担う多様な主体が**相互に連携し、自発的に実施**

③ 被災者の年齢、性別、障害の有無などの被災者の事情や地理的特性等を考慮

④ 防災を災害時のみの特別なものとして捉えることなく、**日常生活の一環として実践(フェーズフリー)する**

⑤ **情報通信技術その他の先端的な技術を活用(防災DX)する**

⑥ **民間における専門的知識・技術を有する人材や物資等の資源を活用する**

⑦ 防災に関する最新の知見や災害から得られた教訓を踏まえ、**実効性の向上に向けて不断の改善を図る**

石川県防災・減災推進条例　骨子案

3　防災対策を担う主体

【公助】県、市町　【自助・共助】県民、自主防災組織等（防災士を含む）、事業者

※これらの主体と連携、協力して防災対策を実施する防災関係機関・支援団体も位置付け

・防災関係機関：自衛隊、警察、消防、指定（地方）公共機関　・支援団体：NPOやボランティア、建設業、医療福祉その他の機関・団体

4　各主体の役割

県・市町：国・都道府県・県内外の市町村・県民・自主防災組織等・事業者・支援団体・防災関係機関と連携し、**防災対策を総合的に推進**する

県民：**自らの安全を守る行動を実施**し、**居住地域における防災活動に積極的に参加**するとともに、国・県・市町等が実施する防災対策に協力するよう努める

自主防災組織等：地域住民と連携し、**地域の実情に応じた防災活動を実施**するとともに、国・県・市町等が実施する防災対策に協力するよう努める

事業者：**従業員の安全を確保**し、**事業を継続・早期に再開できる体制を整備**するとともに、**地域社会の一員として国・県・市町等が実施する防災対策に協力**するよう努める

5　各主体の取組

各主体ごとに**「事前防災」「災害応急対策」「復旧復興」の３つのフェーズ**に応じた取組を規定

石川県防災・減災推進条例　骨子案

5　各主体の取組【具体の取組（公助）】

◎ **各主体が、基本理念・それぞれの役割に則った取組を実施することを規定**

■ **県の取組**

1　県土の強靭化、防災体制の整備、防災教育の実施、県民や事業者等による防災活動の理解と促進など **事前防災の実施**

2　公共インフラの応急復旧、災害応急体制の確立、被災者支援など**災害応急対策の実施**

3　復旧・復興体制の確立、被災者の生活となりわいの再建など**復旧・復興の実施**

■ **市町の取組**

1　地域の強靭化、防災体制の整備、防災教育の実施、住民や事業者等による防災活動の理解と促進など **事前防災の実施**

2　公共インフラの応急復旧、災害応急体制の確立、被災者支援、住民・自主防災組織等と協働した避難所運営など**災害応急対策の実施**

3　復旧・復興体制の確立、被災者の生活となりわいの再建など**復旧・復興の実施**

解説書に記載

【事前防災】
公共インフラの点検・整備・強化、職員への防災研修、物資・資機材の整備、実動機関やNPO等との連携強化、孤立可能性集落対策、広域避難の実施に係る事前準備 など

【災害応急対策】
公共インフラの応急復旧、孤立集落対策、広域避難の実施調整、救助・救護、地域と協働した避難所の 開設・運営、物資の供給、罹災証明書発行など被災者支援、保健医療・福祉サービスの提供　など

石川県防災・減災推進条例　骨子案

5　各主体の取組【具体の取組（自助・共助）】

■ 県民の取組

1　防災知識の習得、住宅の安全対策の推進、自主防災組織等への参加など**事前防災の実施**
2　情報の収集、円滑な避難行動、市町・自主防災組織等と協働した避難所運営など**災害応急対策の実施**
3　自らの生活再建、地域社会の再生など**復旧・復興の実施**

解説書に記載
【事前防災】ハザードマップの確認、住宅耐震化、家具転倒防止、感震ブレーカー設置、物資備蓄、防災訓練参加　など
【災害応急対策】気象警報や避難情報の収集と円滑な避難行動の実施　など

■ 自主防災組織等の取組

1　住民への防災知識の普及啓発、地域防災力の向上など**事前防災の実施**
2　情報の収集・住民への周知、円滑な避難誘導、市町と協働した避難所運営など**災害応急対策の実施**
3　地域社会の維持・再生など**復旧・復興の実施**

解説書に記載
【事前防災】ハザードマップの周知、防災訓練の実施、地区防災計画の策定、要配慮者個別避難計画の策定　など
【災害応急対策】避難行動要支援者の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護　など

■ 事業者の取組

1　事業の継続等に向けた体制の整備、地域の防災活動への協力など**事前防災の実施**
2　従業員、地域住民等の安全確保、避難・帰宅が困難な被災者への支援など**災害応急対策の実施**
3　地域経済の迅速な復興等のための事業継続・早期再開など**復旧・復興の実施**

解説書に記載
【事前防災】BCP策定、建物の耐震化、機器の転倒防止、感震ブレーカー設置、物資の備蓄、防災教育　など
【災害応急対策】避難・帰宅が困難な住民、通勤・通学者や観光客等の被災者への一時滞在場所や物資の提供　など

石川県防災・減災推進条例　骨子案

6　防災の月間の設定等

・防災・減災の関心と理解を深め、防災対策の充実を図るため、**９月**を「**いしかわ防災・減災推進月間**」に設定

・能登半島地震・奥能登豪雨など過去の災害に思いを致し、その記憶を風化させることなく、**全ての関係者が「災害の教訓の伝承」に努める**ことを規定

7　施行日

令和９年４月１日：条例の実効性を担保するため、解説書の作成や条例に基づく新規施策の開始と合わせて施行

＜今後のスケジュール＞

- 今後、条例として成文化、パブリックコメントを実施
- １２月議会に提案